

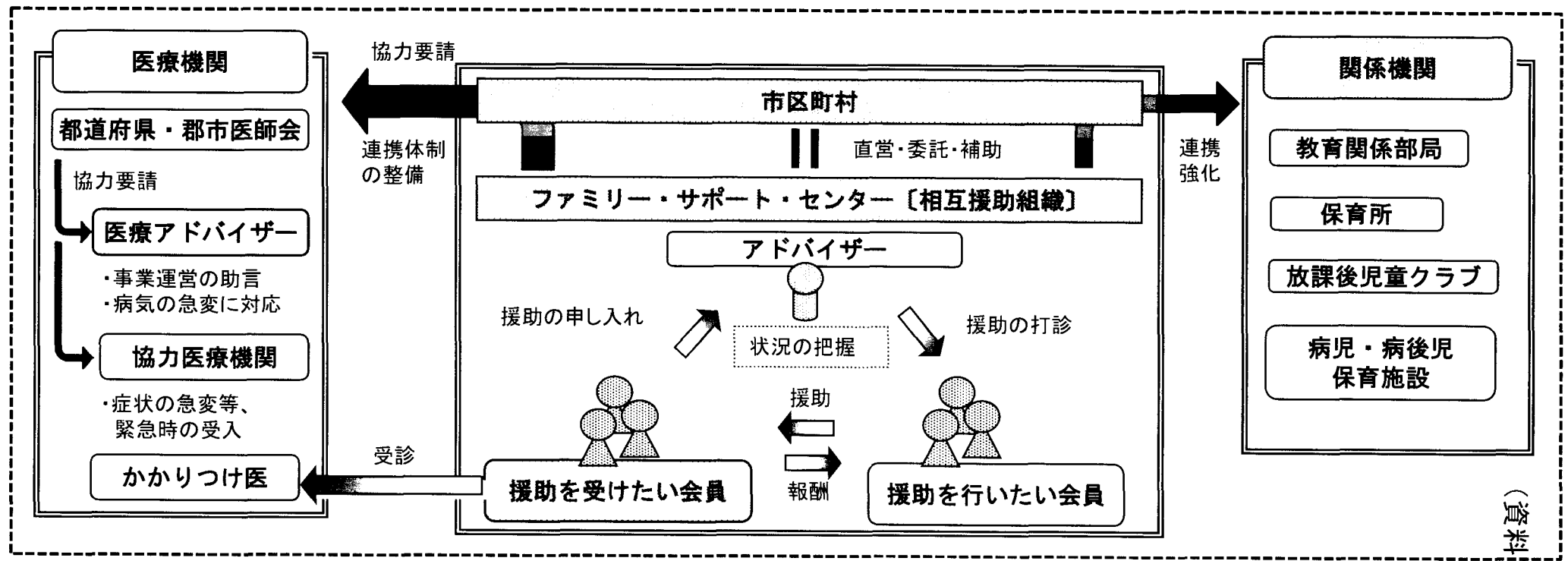
# ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度から始めた、「病児・緊急対応強化事業」では、基本事業で預かり等の援助の対象としていなかった、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行っている。

- 事業内容
- 病児・病後児の預かり等に関する
    - ・会員の募集、登録その他の会員組織業務
    - ・相互援助活動の調整等
    - ・会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

- 相互援助活動の例
- ・病児・病後児の預かり（必須）
  - ・宿泊を伴う子どもの預かり
  - ・早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
  - ・上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎



194

(資料7)

<実施市区町村(平成22年度)>  
 ・基本事業 637市区町村 ・病児・緊急対応強化事業75市区町村